

東京都立紅葉川高等学校管理運営規程

2 紅葉高第 1 号
令和 2 年 4 月 1 日
校 長 決 定

第 1 目 的

この規程は、法令及び東京都教育委員会規則等に定めるところに従い、東京都立紅葉川高等学校（以下「本校」という。）の管理運営に関し、必要な基本的事項を定め、円滑かつ効果的な学校運営を推進することを目的とする。

第 2 事案決定

本校における事案決定は、東京都立学校事案決定規程等に基づき、原則として文書により行う。

第 3 校 長

校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。

第 4 副校長

- 1 副校長は、校長を助け、命を受けて校務をつかさどり、及び校務を整理する。
- 2 副校長は、校長の命を受け、所属職員（経営企画室の所属職員を除く）を監督し、必要に応じ生徒の教育をつかさどる。

第 5 主幹教諭

- 1 主幹教諭は、校長及び副校長を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに生徒の教育をつかさどる。
- 2 主幹教諭は、担当する校務について、所属職員（経営企画室の所属職員を除く。）を監督する。

第 6 主任教諭及び主任養護教諭

主任教諭又は主任養護教諭は、特に高度の知識又は経験を必要とする教諭又は養護教諭の職として、以下の役割を担う。

- 1 校務分掌などにおける学校運営上の重要な役割
- 2 指導・監督層である主幹教諭の補佐
- 3 同僚や若手教員への助言・支援などの指導的役割

第 7 経営企画室長

経営企画室長は、校長の命を受け、経営企画室の事務を統括処理する。

第 8 校務分掌組織

校務に関する分掌組織は、次のとおりとする。（ただし、特別の事情のあるときは、その一部を置かないことができる。）

- 1 部
教務部、生活指導部、進路指導部を置く。なお、各部分掌内容については、別表1のとおりとする。
- 2 学 年
第1学年、第2学年及び第3学年を置く。
- 3 教科
(1) 国語科、地理歴史科、公民科、数学科、理科、保健体育科、芸術科、外国語科、家庭科、情報科を置く。
(2) 国語科、地理歴史科、公民科、数学科、理科、保健体育科、芸術科、外国語科、家庭科、情報科に教科主任を置く。
- 4 企画調整会議
- 5 職員会議
- 6 教科会
教科主任を置く教科に教科会を置く。
- 7 委員会
校長が必要と認めた別表2に定める委員会を置く。
- 8 学校運営連絡協議会
都立紅葉川高等学校学校運営連絡協議会を置く。なお、本協議会の設置要項については、別に定める。
- 9 部活動の指導
教育活動の一環として部活動を設置し、適切に運営する。部活動に関する事項については生活指導部の所掌とし、各部活動の指導業務は、当該部活動の指導を分掌する職員及び指導を委嘱された者が行う。
- 10 情報セキュリティ及び個人情報保護
情報セキュリティ及び個人情報保護に関する事項については、教務部の所掌とする。
- 11 その他
校長が必要と認めたときは、その他の分掌組織を置くことができる。

第9 経営企画室組織

経営企画室の事務は、経営、庶務、経理及び施設その他の事務とする。

第10 企画調整会議

1 目 的

企画調整会議は、校長の補助機関として、校長の学校運営方針に基づき、学校全体の業務に関する企画立案及び連絡調整、各分掌組織間の連絡調整、職員会議における議題の整理、その他校長が必要と認める事項を行い、円滑かつ効果的な学校運営を推進する。

2 構成員

校長、副校長、経営企画室長、主幹教諭、各部主任、各学年主任及び経営企画室係長とする。ただし、校長が必要と認めた場合は、各委員会の委員長を出席させることができる。

3 開 催

定例会は、原則として毎週1回開催する。

4 招 集

校長が招集し、その運営を管理する。

5 その他、必要な事項は、校長が定める。

第 1 1 職員会議

1 目的

職員会議は、校長の補助機関として、次に掲げる事項のうち、校長が必要と認めるものを取り扱う。

- (1) 校長が学校の管理運営に関する方針等を周知すること。
- (2) 校長が校務に関する決定等を行うに当たって、所属職員等の意見を聞くこと。
- (3) 校長が所属職員等相互の連絡を図ること。

2 構成員

常勤の教職員。ただし、校長が認めた場合は他の職員も参加できる。

3 開催

定例会は、原則として月 1 回開催する。

4 招集

校長が招集し、その運営を管理する。

5 司会

校長が選任する。

6 記録

校長が記録者を選任する。記録者は、会議の要旨を会議録として取りまとめ、会議終了後、直ちに会議録を校長に提出し、会議の要旨が正確に記載されているかの確認を受けなければならない。

7 運営

- (1) 報告、意見聴取及び連絡に関する事項は、企画調整会議を経た上、事前に資料を添付し副校長に提出する。
- (2) 校長の意思決定に資するため、職員会議において、必要に応じて構成員の意見を聞くことはあるが、校長の意思決定を拘束するものではない。

第 1 2 教科会

1 目的

教科主任が中心となって、各教科における指導の目標、方針の共有及び授業進度の調整並びに教科指導に関する人材育成を円滑に進める体制を確保するため、校務分掌組織の一つとして教科会を設置する。

2 所掌事項

- (1) 教科別の具体的な学習目標の策定及び検証に関すること。
- (2) 「年間授業計画」に関すること。
- (3) 各教員が作成する「週ごとの指導計画」の点検に関すること。
- (4) 授業の進度や指導内容の検討に関すること。
- (5) 定期考査及び学習評価に関すること。
- (6) 教科書選定に関すること。
- (7) 教務部との連絡・調整に関すること
- (8) 組織的な教科指導において、校長が特に必要と認めること
- (9) 教科指導力の向上に必要な O J T に関すること。

3 構成員

同一教科の全ての常勤の教員とする。教科指導上の必要な場合は、非常勤教員の参加を認める。

4 開催

- (1) 定例的な教科会を、月 2 回開催する。(18回)

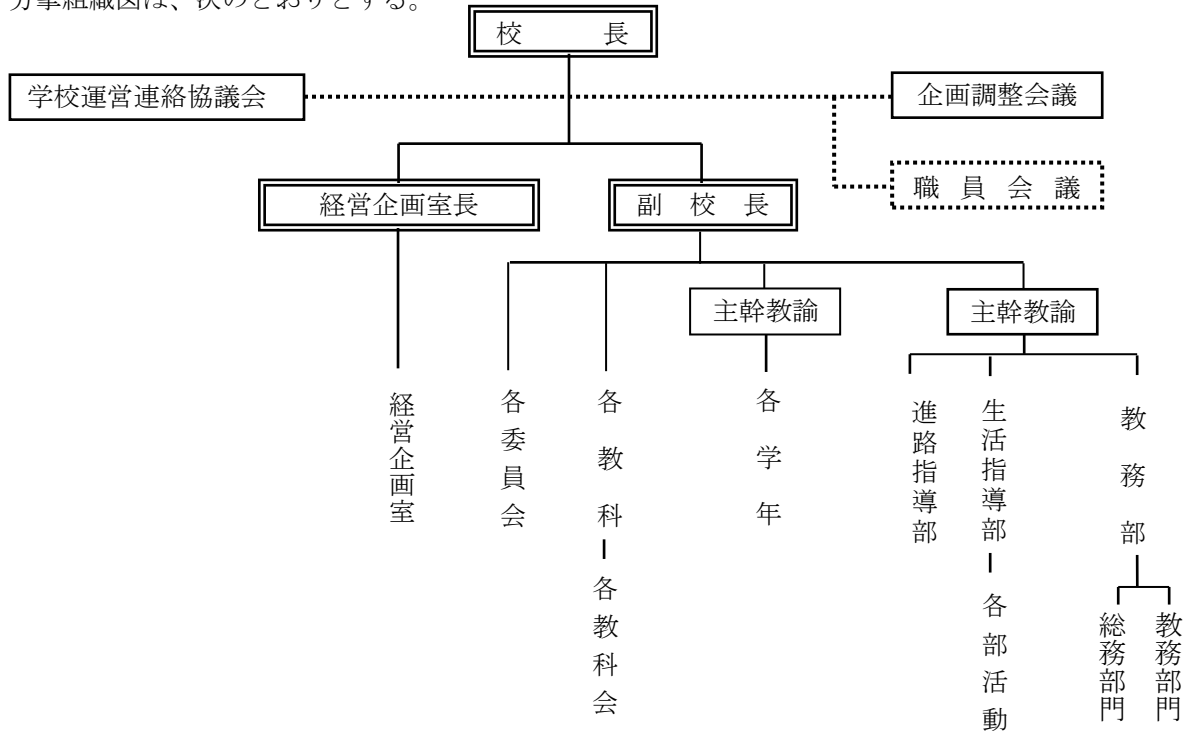
- (2) 年間授業計画策定(1回)、定期考査前準備(5回)、成績評定(3回)、OJT関係(9回)等の内容について、年間計画に基づいて開催する。開催日は、各学期開始前までに決定する。
- (3) その他、必要に応じて臨時の教科会を開催する。

5 招集

- (1) 教科会は、教科主任が招集する。
- (2) 教科主任は、校長、副校長に、教科会の開催状況を報告する。

第13 分掌組織図

分掌組織図は、次のとおりとする。



第14 人 事

分掌組織を構成する人事については、東京都教育委員会の権限に属するもののほかは、校長が定める。

第15 予 算

校内予算の編成等については、「東京都立学校の予算編成等に係る規程」に基づき、適正かつ効率的な運営を図る。

第16 校内規定

校長は、この規程に基づき、その他の校内規定を定める。

第17 情報開示

この規程及び他の校内規定については、保護者及び都民等の閲覧に供することができるよう整備する。

附 則 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

別 表 1

- ・教務部は、教育課程の編成及び実施、情報セキュリティ及び個人情報保護に関する事項、教科書・教材の取扱い、儀式的行事の立案及び実施・渉外、広報、学校運営連絡協議会事務局業務等を取り扱う。
- ・生活指導部は、生活指導計画の立案及び実施、生活指導に関する資料の整備等を取り扱う。また、保健計画の立案及び実施、生徒の健康管理、環境整備等を取り扱う。
- ・進路指導部は、進路指導の計画の立案及び実施、進路情報の収集・整理等を取り扱う。

別表 2

No.	委員会名	担当業務	委員名
1	カリキュラム委員会 (教科主任会議)	教育課程全般に関する調整・検討、	校長、副校長、◎教務主任、各教科主任
2	業者選定委員会	各契約業者の選定に関する業務全般	校長、副校長、◎室長、教務主任・生活主任・各学年主任
3	セクハラ対策委員会	職員・生徒からのセクシャルハラスメントに関する相談、セクシャルハラスメント防止	校長、◎副校長、室長、男性教員、女性教員
4	防災教育推進委員会	防火防災に関する事業の企画・運営・進行管理	校長、副校長、室長、◎主幹、教務、生活、進路、各学年、外部委員 4 名
5	安全衛生委員会	職員の安全衛生に関する事項の検討	校長、副校長、◎室長、体育、教員 2、産業医
6	学校開放事業委員会	公開講座、施設開放に関する検討・企画・運営	校長、副校長、◎室長、体育、外部委員 3 名
7	教科書選定委員会 (教科主任会議)	教科書選定業務に関わる業務全般	校長、副校長、◎教務、各教科主任
8	開発研修委員会	学力向上、授業改善、学習指導充実、生活指導等に関わる企画、校内研修の企画・運営、教科指導力向上、OJTの企画・運営・進行管理	校長、副校長、◎主幹、主幹、教務主任、進路主任、生活主任
9	募集対策委員会	生徒募集に関わる業務全般	校長、副校長、◎教務部総務部門 3、教務教務部門、進路 2、生活 2、各学年 1
10	オリンピック・パラリンピック教育推進委員会	オリンピック・パラリンピック教育の年間計画の作成、具体的実施計画の検討、企画の運営・実施	校長、副校長、室長、◎ 2 年、1 年
11	「総合的な探究の時間」検討・推進委員会	「総合的な探究の時間」「人間と社会」の年間計画の作成、具体的実施計画の検討、企画の運営・実施、道徳教育の検討・企画・運営	校長、副校長、◎進路主任、教務、生活、各学年
12	学校保健委員会 (アレルギー委員会)	校内における健康の問題を研究協議し、健康づくりを推進する	校長、副校長、◎保健主任、生活、各学年、校医
13	学校いじめ対策委員会 (企画調整会議)	いじめの未然防止、いじめ発生時の対策等に関わること	校長、副校長、室長、◎生活主任、各分掌主任・各学年主任